

医療機関を受診する際にマイナンバーカードや保険証を用いてオンラインで健康保険の資格情報を確認できる新しい仕組み（=オンライン資格確認）の導入が始まっています。これに伴い、現状「世帯単位」で付番されている被保険者番号を「個人単位化」する為に「枝番」が追加されます。

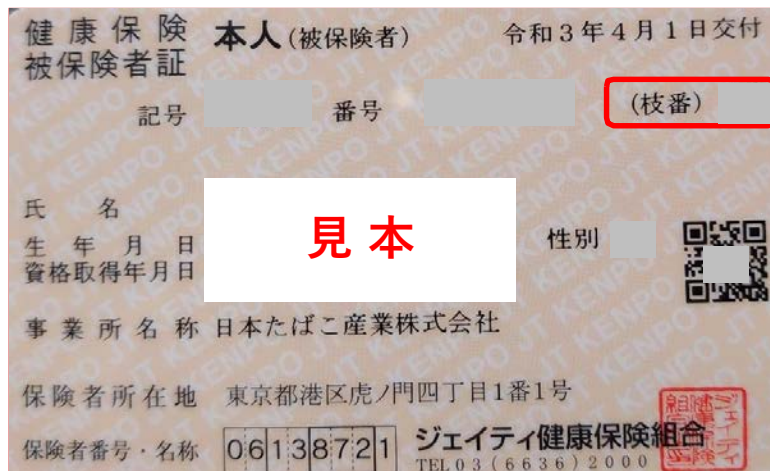
★ 健康保険証等に「枝番」が追加されます

オンライン資格確認の開始に伴い、健康保険証等※に「個人を識別する枝番」が印字されます。

※枝番が追加される各種証：

「被保険者証」「高齢受給者証」「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」「特定疾病療養受療証」

(●枝番が追加された健康保険証のイメージ)



現行の健康保険証の記載内容に枝番を新たに追加します。

- ◆令和3年4月1日発行分から枝番を印字します。
- ◆発行済みの健康保険証等は継続して使用できます。

◆健康保険証等への枝番追加に関するQ&A

Q 1 現在使用している枝番のない健康保険証は今後も使えますか？

A 1 発行済みの健康保険証は、枝番がなくても継続して使用できます。

Q 2 今回の変更に伴い、健康保険証の一斉更新の予定はありますか？

A 2 現在のところ、健康保険証の一斉更新を行う予定はありません。

Q 3 再交付の申請をすると、枝番が印字されている健康保険証に交換してもらえますか？

A 3 再交付、交換は行いません。（紛失や盗難、印字のかすれの場合を除く）